

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間のなかの26年6か月にわたり、製造業における研磨工や建設業における土工として就労したが、この間、さく岩機、ピックハンマー、バイブレーター等の振動工具を使用した振動業務に従事し、A県B市所在のC会社を最後に退職した。

請求人によると、昭和〇年頃に、トンネルの掘削作業で両手の肘から指先5本にかけてしびれを感じ、その後、右手の示指及び中指の末節から先の掌側が白っぽくなったほか、両側の肩から肘、示指、中指及び薬指のじんじんとした痛みと両手掌から指先全体の冷えが加わった。

平成〇年〇月に上記建設会社を退職した後、手指の痛みが次第に激しくなったため、平成〇年〇月〇日、D病院に受診したところ、「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 振動障害の業務上外の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が、「振動障害の認定基準について(昭和52年5月28日付け基発第307号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下認定基準に基づき検討する。
- (2) 請求人の振動業務従事歴については、請求人の職歴等の申立書等を確認したところ、26年6か月間振動業務に従事していたことが認められ、決定書理由第2の2の(2)のAに説示するとおり、「振動業務に相当期間従事した」ものに該当すると判断する。
- (3) レイノー現象の有無については、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断票(以下「診断票」という。)において、E医師は第三者による確認があるとして「有」としているが、労働局地方労災医員協議会振動障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書(以下「意見書」という。)において、レイノー現象の発現は確認できないとして「無」との意見を述べており、当審査会としては、決定書理由第2の2の(2)のイの(A)に説示するとおり、写真等からレイノー現象の発現は確認できないと判断する。
- (4) 次に、「手指、前腕等の末梢循環障害」、「手指、前腕等の末梢神経障害」及び

「手指、前腕等の骨、関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害」について検討する。

ア 末梢循環障害については、E医師は診断票において「認められる。」としており、専門部会は意見書において、「軽度ではあるが認められる。」との意見を述べていることから決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示するとおり、当審査会としても「認められる。」と判断する。

イ 末梢神経障害については、E医師は診断票において「著明に認められる。」としているのに対し、専門部会は意見書において、要旨、末梢循環障害が軽度であるにもかかわらず、末梢神経障害は高度異常を示していることは検査結果が一致せず、請求人に進行した糖尿病が見られることから、糖尿病による神経症状である可能性が高いと判断し、振動ばく露による末梢神経障害とは認められないとの意見を述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け依頼事項に係る鑑定意見において、平成〇年以前から相当長期間にわたり高血糖状態が続いており、請求人の症状は、糖尿病の高血糖から引き起こされる「細小血管症」によるものではないかとの意見を述べている。

したがって、専門部会の意見及び鑑定意見に加え、傷病の経過等に鑑み、当審査会としては末梢神経障害は「認められない。」と判断する。

ウ 運動機能障害については、E医師は診断票において「認められる。」としているが、専門部会は、意見書において、つまみ力等の高度異常値を示すほどの筋萎縮等の他覚的所見は認められないことから、振動ばく露による運動機能障害は認められないと判断するとの意見を述べている。

したがって、決定書理由第2の2の(2)のイの(エ)に説示するとおり、専門部会の意見は妥当であり、当審査会としても振動ばく露による運動機能障害は「認められない。」と判断する。

(5) 以上みたとおり、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たさず、業務上の事由による疾病とは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。